

令和6年度 一般廃棄物処理実施計画書



令和6年 4 月
蘭 越 町

1. 趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき令和6年度における一般廃棄物処理実施基本計画を次のとおり定める。

2. 一般廃棄物処理の基本的事項

- (1) 計画対象区域 蘭越町全域
 (2) 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

(1) 発生量（収集量）の推移（見込み） (単位：t kg以下四捨五入)

一般廃棄物区分	発生見込み量 6年度	備考（前年度までの実績（5年度は見込み））			
		2年度	3年度	4年度	5年度
一般ごみ	900	919	908	913	904
うち可燃ごみ	375	382	385	383	375
うち不燃ごみ	260	248	248	258	268
うち生ごみ	265	289	275	272	261
粗大ごみ	126	99	155	156	154
資源ごみ	297	293	288	284	297
計	1,323	1,311	1,351	1,353	1,355

(2) 処理量の見込み (単位：t kg以下四捨五入)

処理区分	処理見込み量 6年度	備考（前年度までの実績（5年度は見込み））			
		2年度	3年度	4年度	5年度
焼却・RDF処理	375	382	385	383	375
堆肥化処理	305	326	322	320	305
破碎処理（不燃+粗大）	0	0	0	0	0
再資源化処理	297	293	288	284	297
埋立処理	0	35	0	0	0
うち焼却残渣	0	0	0	0	0
うち不燃物	0	0	0	0	0
うち直接埋立	0	35	0	0	0
民間施設埋立処理	386	347	403	414	422

※堆肥化処理に下水道汚泥を含む。

※不燃物、粗大ごみに係る破碎処理等及び埋立処理は、令和2年4月から倶知安町の民間企業へ委託。

(3) 広域ごみ発生量の見込み

(単位：t kg以下四捨五入)

区分	処理見込み量 6年度	備考（前年度までの実績（5年度は見込み））			
		2年度	3年度	4年度	5年度
可燃ごみ搬入	375	382	385	383	375
収集可燃ごみ	375	382	385	383	375
破碎可燃ごみ	0	0	0	0	0
焼却残渣搬出	0	0	0	0	0

※可燃ごみは、平成27年3月からニセコ環境(株)へ搬入し固形燃料化

※破碎処理施設休止に伴い令和2年度以降破碎可燃ごみ発生なし

3. 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

町民、事業者及び町がそれぞれの立場で廃棄物に対する認識を持ち、それぞれの役割分担のもとで廃棄物の排出抑制及び減量化するために、お互いが責任ある立場で連携をしながら、地域ぐるみで一般廃棄物の適正分別と資源ごみリサイクルを積極的に取り組むよう働きかけるものとする。

(1) 廃棄物の排出抑制及び減量化と資源ごみの適正分別排出

町民及び事業者に対し、町の一般廃棄物の現状や課題を広報誌などで周知・啓発することで、住民や事業者自らの生活や事業に関係する廃棄物の、適正分別、適正排出を主体的に取り組む意識を高め、排出抑制と減量化の定着を推進する。

- ・町広報誌や環境衛生だよりなどによる啓発（随時）
- ・ふれあい通信による住民啓発
- ・資源ごみ分別収集カレンダーの配布
- ・地域別住民説明会、各種団体等の説明会の開催（随時）
- ・事業所等訪問啓発（随時）
- ・町政懇談会等における説明

(2) 住民参加型ごみ処理行政を定着させるため、ごみ問題を住民がより身近なこととして、生活の一部としての意識付けするための方策として

- ・分別収集を円滑に進めるため、適時に住民説明会を行い、また各種団体や町内会などで住民の意識啓発を図る。
- ・ごみ処理(処分)手数料についての理解を促し、ごみとなる物をできるだけ持ち込まないことの意識付、資源ごみ分別の徹底及び生ごみの自家処理を促進するとともに、資源ごみなどの適正分別処理と減量化を図る。

4. 分別して収集することとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物は、分別して排出し、収集運搬することを原則とする。

- (1) 分別して収集する一般廃棄物 別紙 1
- (2) 収集しない一般廃棄物 別紙 2

5. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2及び蘭越町廃棄物の減量及び処理に関する条例に基づき、生活環境の保全上障害の生じないうちに収集運搬及び処理することとし、実施に当たっては法施行令第3条に定める「一般廃棄物処理基準」他関係法令等の定めるところにより行うものとする。また、「委託業務仕様書」を定め、適正な収集運搬及び処理に努めることとする。

(1) 一般廃棄物の適正な収集運搬及び処理

一般廃棄物の収集運搬を効率的、効果的に行うために、排出見込み量と収集運搬量とを勘案して、収集区域及び収集日程を設定することとする。

ただし、日曜日及び12月30日から1月3日までは、もやせるごみ、もやせないごみ、生ごみ及び資源ごみは、収集運搬しない。

なお、資源ごみリサイクルセンターへの直接搬入、受入れは月から金曜日の午前9時から12時まで及び毎月の第4日曜日の午前9時から12時までとする。

また、一般廃棄物最終処分場（粗大ごみ処理施設）へ町民が直接搬入できるのは、火・土曜日とし、受入時間は火曜日 午前9時から午後3時、土曜日 午前9時から12時までとする。

- ・ 区域別ごみ収集日程表 別紙3
- ・ 施設の受入れ基準について 別紙4

(2) 一般廃棄物の適正な処理

収集運搬された一般廃棄物は、適正かつ計画的に処理（処分）を行うこととする。また、再資源化を考慮した分別処理を行うものとする。

区 分	処理（処分）基準
燃やせるごみ	固形燃料化処理、埋立処理、一部焼却処理
燃やせないごみ	分別、破碎処理、固形燃料化処理、埋立処理、再資源化
生ごみ	再資源化（堆肥化）
資源ごみ	再資源化
粗大ごみ	分別、破碎処理、固形燃料化処理、埋立処理、再資源化

(3) 一般廃棄物の収集運搬及び処理を実施するものに関する基本的事項

一般廃棄物の収集運搬業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に定める「一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む）の委託基準」に基づき、その業務を委託して実施することとする。

区 分	収集運搬を行う者	処理（処分）を行う者
燃やせるごみ	委託企業	委託企業
燃やせないごみ	委託企業	委託企業
生ごみ	委託企業・自己排出者	委託企業
資源ごみ	委託企業・自己排出者	委託企業
粗大ごみ	委託企業・自己排出者	委託企業

(4) 羊蹄山麓7町村の一般廃棄物の焼却処理に関する基本的事項

羊蹄山麓地域廃棄物広域処理協議会の構成町村である倶知安町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町の7町村は、倶知安町を代理人として、「羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託」契約をニセコ環境（株）と締結し、可燃ごみの固形燃料化処理を行うものとする。（平成27年3月から）

(5) 羊蹄山麓6町村（倶知安町除く）の一般廃棄物の破碎処理に関する基本的事項

蘭越町と羊蹄山麓5町村（ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町及び京極町）は、「一般廃棄物の破碎処理に関する覚書」に基づき、一般廃棄物の破碎処理を行うこととしていたが、令和元年度をもって当該施設を休止したため、令和2年度以降は、本町で発生する不燃ごみ・粗大ごみ処理を倶知安町の民間企業に業務委託するものとする。

6. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) じん芥収集ステーション

ごみ保管箱の修繕を実施し、ごみの飛散防止と収集効率を高めるものとする。
・新設及び増設については、利用状況や収集作業等を勘案して判断する。

(2) 収集車両の確保

収集業務の効率性、飛散防止、悪臭防止及び安全を確保できる収集車両を確保し、定期的な整備点検を行うための所要経費を委託料に算入するものとする。

(3) 中間処理施設の整備

粗大ごみ・不燃ごみの破碎処理するための施設について、平成15年10月から羊蹄山麓5町村（ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町）のごみも合わせて処理してきたが、令和元年度をもって当該施設を休止したため、令和2年度以降は、本町で発生する粗大ごみ・不燃ごみ処理を倶知安町の民間企業に処理業務を委託している。

生ごみ等堆肥化処理施設については、令和元年度をもって休止し、令和2年度以降は倶知安町の民間企業に処理業務を委託している。

(4) リサイクル施設の整備

蘭越町分別収集計画に基づき、リサイクルの推進を図るため必要な施設整備を図るものとする。

(5) その他受入れ設備の安全管理

計量設備、開閉装置など受入れ設備の維持管理に努め、的確な計量や事故防止を図るものとする。

7. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 施設の維持管理記録の閲覧

最終処分場は、排ガスや放流水により、地域の生活環境に対して大きな影響があることから、施設の維持管理の透明性を確保し、その信頼性の向上を図るため、一般廃棄物処理施設の維持管理記録を蘭越町情報公開条例に基づき閲覧することができる。

また、上記の概要につき、町は情報の提供に努めるものとする。

(2)分析・測定業務の実施

環境問題に的確に対応し、より安全・適正にごみ処理を行うために測定業務を実施し、その結果を公表するものとする。

ア 分析、測定内容

業 務 名	実 施 場 所	業 務 内 容
地下水質等調査業務	新最終処分場 旧最終処分場	地下水 環境基準項目26項目及びダイオキシン類 年1回 塩素イオン濃度、電気伝導度 月1回
	新最終処分場 旧最終処分場	保有水 排水基準項目37項目及びダイオキシン類 年1回 PH、BOD、COD、SS、T-N 月1回
	新最終処分場	放流水 排水基準項目37項目及びダイオキシン類 年1回 PH、BOD、COD、SS、T-N 月1回
	旧最終処分場	湧出ガス メタン、二酸化炭素、硫化水素、アンモ ニア、酸素、窒素流量、圧力、内部温度 年2回

別紙1

分別して収集する一般廃棄物

区分		種類	収集頻度	出し方	摘 要	
もやせるごみ			週 1 回	指定袋		
もやせないごみ			週 1 回	指定袋		
生ごみ			週 2 回	指定袋		
資 源 ご み	容 器 包 装	空き缶	週 1 回	透明・半透明の袋又は専用の袋	ジュース缶、ビール缶、缶詰缶、粉ミルク缶など	
		空きびん			一升びん、ビールびん、ワインびん、ドリンクびんなど	
		ペットボトル			飲料用、酒類、みりん、醤油用のペットボトル	
		食品トレイ・発泡スチロール			発泡スチロール製の白色の食品トレイ、白色の魚箱など	
		その他プラスチック製容器包装			シャンプー、リンスの容器、カップ麺の容器、マヨネーズチューブ、お菓子などの袋、ラップフィルム、色付きトレイなど	
		紙パック			ひもで十文字にしぼる	牛乳パック類（内側にアルミが貼られていないもの）
		段ボール				段ボール
	紙箱	紙箱				
	紙	古	新聞	週 1 回	ひもで十文字にしぼる	
			チラシ			
			雑誌			雑誌（週刊誌、漫画、カタログなど）
			ミックスペーパー			透明・半透明の袋又は紙袋
	古着			随 時 拠点回収		
有害ごみ			随 時 拠点回収		乾電池、蛍光管、水銀温度計	
粗大ごみ			月 1 回 戸別収集 (3~11月)		机、いす、たんす、木製家具 石油ストーブ、電子レンジ 自転車、三輪車 たたみ、じゅうたんなど	

別紙2

収集しない一般廃棄物

次のものは町では収集しません。排出者の責任において、販売店等に引き取りを依頼してください。その際にかかる費用は排出者の負担になります。

区 分	具 体 例	引 取 り 先
家電リサイクル 対象機器	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	購入した販売店又は地域の家電販売店
小型家電リサイクル 対象製品	パソコン	製造販売メーカーやリネットジャパンリサイクル(株)等のリサイクル事業者
危険物	ガスボンベ、消火器、ペンキ、油脂類等	販売店や処理業者
有害物	農薬、薬品等	
処理困難物	自動車及びその部品（タイヤ、バッテリー等） 農機具、大型機械 大型ホームタンク その他（便槽、抜根等）	
事業活動に伴うごみ	建築廃材や農業廃材等	一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者

別紙 3

区域別ごみ収集日程表

一般ごみ 区分	資源ごみ 区分	収集ブロック（行政区等）
A	A 1	蘭越 1 町内から 1 5 町内、水上
	A 2	蘭越 1 4 町内、大谷上（一灯園、法誓寺、愛星学園）、蘭越 1 7 町内、ひまわり団地 曙第 3 団地、土現自宅、蘭越下、蘭越東、豊国上・下・東、栄、旭台、新見
B	B 1	温泉通 1～2、昆布温泉病院、黄金、黄金第 2、黄金団地、湯里、湯里温泉 日出、日出が丘、昆布温泉
	B 2	冷水、トンカラ、共栄、御成 1. 3、初田、港 1～5 昆布西、昆布駅前・局通・学校通・昆布高台、立川
C	C 1	高校通、蘭越上、こぶし団地、緑ヶ丘 曙 1～2、相生 1～3、相生東、目名上通・本通・東通・南通・目名北、センター目名 賀老、貝川、三笠、讃岐、田下 1～2
	C 2	富岡 1～2、吉国、上里、三和上・学校団地・中・下、名駒上・下、清水、鮎川 淀川上、淀川 1～2、大谷上、大谷中、大谷団地、大谷、大谷下

収集ブロック		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
A	A 1	もやせないごみ・生ごみ			もやせるごみ・生ごみ	資源ごみ	
	A 2	もやせないごみ・生ごみ			もやせるごみ・生ごみ	資源ごみ	
B	B 1		もやせるごみ・生ごみ	資源ごみ		もやせないごみ・生ごみ	
	B 2		もやせるごみ・生ごみ		資源ごみ	もやせないごみ・生ごみ	
C	C 1	資源ごみ		もやせないごみ・生ごみ			もやせるごみ・生ごみ
	C 2		資源ごみ	もやせないごみ・生ごみ			もやせるごみ・生ごみ

資源ごみ収集日（毎週収集に変わります）

収集ブロック	A 1	A 2	B 1	B 2	C 1	C 2
収集曜日	毎週金曜日	毎週金曜日	毎週水曜日	毎週木曜日	毎週月曜日	毎週火曜日

粗大ごみ収集日（12月～2月冬期間休止）

	第 3 水曜日
4月	17日
5月	15日
6月	19日
7月	17日
8月	21日
9月	18日
10月	16日
11月	20日
12月～2月	休止
3月	19日

施設の受入れ基準について

廃棄物の処理施設

一般廃棄物最終処分場	字鮎川 1 5 3 番地 2	破碎不燃物、焼却残渣
粗大ごみ処理施設	字鮎川 1 5 3 番地 2	粗大ごみ
資源ごみリサイクルセンター	蘭越町 9 1 0 番地 1	資源ごみ

※生ごみ等堆肥化処理施設については、令和元年度をもって休止

受入基準

- (1) 次に掲げるものを除去してあること
 - ア 製品、容器等のうち、町が処理を行う施設及び処理技術に照らしてその適正な処理が困難なもの
 - イ 排出禁止物
 - ①有害性のある物 ②感染性のある物 ③危険性のある物 ④引火性のある物
 - ⑤著しく悪臭を発する物 ⑥容積又は重量の著しく大きい物 ⑦特別管理一般廃棄物
 - ⑧家電リサイクル法対象品目 ⑨町の一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は町の処理施設の稼働に支障を生ずるおそれのある物
- (2) 排出禁止物で、次の前処理を施した物
 - ①ガラスの破片その他鋭利な物等収集作業に危険を伴うものについては、十分に危険防止の装置を講ずること
 - ②塗料、接着剤等については、乾燥等の措置を講ずること
 - ③スプレー缶については、使いきること
 - ④火薬を含む物については、吸水等の措置を講ずること
 - ⑤著しく悪臭を発する物については、脱臭等の措置を講ずること
- (3) もやせるごみについては、次の基準に適合していること
 - ア 長さが最大50cm以下に切断等してあるもの
 - イ 木・竹類については、径が5cm以下のもの
- (4) もやせないごみについては、次の基準に適合していること
 - ア 長さが最大50cm以下に切断等してあるもの
 - イ 金属（空洞のもの）類等で棒状のものについては、径10cm以下のもの
- (5) 粗大ごみについては、次の基準に適合していること
 - ア 長さが最大2m以下のもの。
 - イ 重さ50kg以下のもの
- (6) (1) から (5) までに適合しない一般廃棄物で町長が特に認めたもの